

令和7年（2025年）6月10日

動物虐待が疑われる事案について

令和7年6月2日に熊本市北区において、個人宅から猫の死体が多数認められた事案について、概要及び市の対応をお知らせいたします。

1 事案の概要について

5月27日 相談者（市外在住）から、動物愛護団体（以下「当該団体」）の会員（以下「対象者」）に猫を譲渡後、返還を依頼したが応じてくれず、本日、引き取りに行ったところ、猫は死亡し、虐待の形跡もあり、他の猫達も虐待を受けているのではないかと動物愛護センターに通報があった。

同日、動物愛護センター職員が現地を確認し、生存している猫を確認するとともに、猫の死体等を認めた。

5月30日 動物愛護センター職員4名で27日に確認ができなかった部屋を確認。

※27日及び30日の両日で猫の死体4体と動物の骨を複数確認。

6月2日 当該団体及び協力関係にある動物愛護団体等のボランティアが、対象者宅、納屋、別棟の家屋から、生存している猫12頭を保護し、多数の猫死体を回収したことを動物愛護センター職員が現地で確認した。

6月8日 動物愛護センター職員が保管されていた猫死体数を確認（約150頭）。

2 本市の対応について

対象者は、自宅において、複数の猫を、他の猫の死体が複数放置された状態で飼養していた。

このことは、「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条第2項「愛護動物に対し」「他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し」に該当すると思料し、「愛護動物虐待罪」に該当すると考えられることから、6月6日に対象者を刑事告発した。

（お問い合わせ先）

熊本市動物愛護センター

所長：瀧本 勉（たきもと つとむ）

技術主幹：後藤 隆一郎（ごとう りゅういちろう）

電話：096-380-2153